

政法第1254号
答申第444号
平成28年7月26日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年5月12日付け生安第210号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第549号

平成26年4月9日付けで異議申立人から提起された、平成26年3月4日付け生交安第888号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成26年3月4日付け生交安第888号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が平成26年4月9日付けで提起した異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

(1) ボランティア活動保険（以下「本件保険」という。）証券について

ア 「ボランティア活動推進法人名」と記載があるが、何のボランティア活動なのか。「交通安全推進隊のボランティア活動」とは確定できない。「一般的なボランティア活動の保険証券」ではないのか。

イ 「ボランティア活動保険証券」に「ボランティア別紙明細のとおり」と記載がある。別紙とは何か。

ウ 末尾に送状「ADG650011」とあるが、何を意味するのか。

エ 団体保険なのかの記載がない。普通は団体扱いではないのか。

オ カスタマーバーコードがない。これがないと、だれでも偽造可能。

カ QRコードがない。

キ 左下の枠には何の記載もない。何のためか。

ク 「100,000千円」「8,000千円」と記載があるが、普通は「1億円」「800万円」と記載する。いつの時代のものなのか。

ケ 枠内に模様は普通ない。なぜ文字をわかりにくくしているのか。

(2) 保険証券について

ア 「保険証券」では、何の保険かわからない。何の保険証券なのか。

イ 「2 この保険証券には、建物の構造や用法の変更（火災保険の場合）など、ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）があり、保険契約の重要な事項に関する説明書類に記載しています。」と記載があるが、内容

(以下、これらを併せて「本件決定文書」という。)を特定した。

2 対象行政文書の内容

- (1) 23年度証券は平成23年7月1日から平成24年7月1日まで実施機関と本件保険会社が保険契約を締結し、その証として本件保険会社が発行したもので、証券番号、保険期間、ボランティア数(人)、保険内容について記載し、交通安全推進隊ボランティア保険被保険者名簿を添付した文書である。
- (2) 24年度証券は平成24年7月1日から平成25年7月1日まで実施機関と本件保険会社が保険契約を締結し、その証として本件保険会社が発行したもので、証券番号、保険期間、ボランティア数(人)、保険内容について記載し、交通安全推進隊ボランティア保険被保険者名簿を添付した文書である。

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

24年度証券中、「保険会社の担当者名」は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。「保険会社担当者の社員番号」は、個人別に付された番号であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。

本件決定文書中、「保険明細番号」、「事務所等通番の枝番」は、交通安全推進隊(以下「推進隊」という。)に登録された隊員に交付する登録証に表示されている番号として個人別に付された番号であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。また、「氏名」及び「フリガナ」は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件決定文書中、「取締役社長の印影」は法人が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、又、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、開示された推進隊の「ボランティア活動保険証券」及び「保険証券」は、県の職員が偽造したものである。真実の開示報告の書面ではないのでご検分いただきたい旨主張するが、本件決定文書は、実施機関と本件保険会社が保険契約を締結し、その証として本件保険会社が発行したもので、実施機関が取得し、保有する文書であり、この主張には理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件決定文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、開示された本件決定文書は、県の職員が偽造したものであり、真実の開示報告書ではないので、ご検分いただきたい旨主張し、実施機関は、本件決定文書については、実施機関と本件保険会社が保険契約を締結し、その証として本件保険会社が発行したもので、実施機関が取得し、保有する行政文書である旨説明する。

このように、異議申立人は、不開示部分の不開示情報該当性については、争っていないものと認められるので、以下、本件決定文書の特定の妥当性に絞って検討する。

2 本件決定文書の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、本件決定文書であるボランティア活動保険証券について、表面と裏面のそれぞれに上記第2の2のとおり指摘し、「ボランティア活動保険証券」の裏面に「保険証券」をおき、重ねると両方の綴じ穴の位置が異なる。紙の大きさが合わない。別々に作成したもので、偽造であり、真実の開示報告書ではない旨主張し、さらに、異議申立人は第2の3のとおり「多色刷り」の写しの開示請求をしていると主張している。

(2) そこで、当審査会は本件決定文書である23年度証券及び24年度証券の原本を見分したところ、本件保険の契約者である実施機関の記載、証券番号、保険期間、払込方法、被保険者、ボランティア人数、支払限度額及び本件保険会社の項目の記載があり、原本の紙の質、体裁等から、本件保険会社の発行した保険証券であることが認められた。

したがって、本件決定文書は、本件保険会社が作成し、実施機関が受領し、保有しているとの説明には不自然・不合理な点は認められない。

また、異議申立人の「『多色刷り』の写しの開示請求をしています」との指摘について、当審査会の職員に確認させたところ、「多色刷り」の開示請求は、異議申立人が本件請求とは別の開示請求で行っていたものであり、本件決定の妥当性の判断には何ら影響するものではない。

(3) さらに、当審査会の事務局職員をして実施機関を調査させたところ、見分した「ボランティア活動保険証券」以外の保険証券の存在を確認することはできなかった。したがって、実施機関が本件決定文書を対象行政文書として

特定したことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成26年5月13日	諮問書の受理
平成26年6月19日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年7月10日	異議申立人の意見書の受理
平成27年12月22日	審議
平成28年1月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成28年2月29日	審議
平成28年3月24日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)